（大阪府西大阪治水事務所ESCO事業）

**設備更新型ESCO提案審査要領**

　大阪府西大阪治水事務所ESCO事業に係るESCO提案の審査は、学識経験者等で構成される大阪府ESCO提案審査会により行う。

１．審査の流れ

　ESCO事業者の書類審査に当たって大阪府ESCO提案審査会は、「技術提案」、「維持管理」、「計測・検証手法」及び「運転管理指針」の各面から、総合的に提案書の審査を行い、最優秀提案者1者及び順位を付して優秀提案者数者を選定する。

審査要領は以下のとおり。

(1)　ESCO事業者からの提案書類をもとに企業概要、技術面、事業管理面、財務状況、事業実績等から、提案内容の実行能力を「表.　ESCO提案審査評価項目」に従い審査する。評価項目は以下のとおり。

①対象建物全体の省エネルギー効果が充分にあること。(\*1)

②４段階のＺＥＢのうち、より上位のＺＥＢの達成見込みがあること。

③二酸化炭素排出の削減効果が高いこと。

④ESCO契約期間中の各年の削減保証額が大きいこと。

⑤設計・工事・監理サービス料が小さいこと。

⑥定期点検・計測検証サービス料が小さいこと。

⑦提案者の経営状況や資金調達計画が信頼できること。

⑧既設機器の更新に係る積極性があること。

⑨技術・提案に具体性・妥当性があること（ＬＥＤ照明を除く）。

⑩更新必須対象以外のLED照明への改修台数が多いこと。

⑪更新必須対象以外のLED照明器具への更新に係る積極性があること。

⑫施設の省エネルギーに寄与する太陽光パネルの設置に係る配慮があること。

⑬ＮＯｘ，ＳＯｘ，ばいじん、騒音等（含　光害）についての環境性が配慮されていること。

⑭提案に先端性のある技術や独自性、特殊なノウハウが含まれること。

⑮設備維持管理、計測・検証方法及び運転管理指針の提案に具体性・妥当性があること。

⑯ＥＳＣＯ事業を通じて災害対応についての提案があること。

⑰本府へのＥＳＣＯサービスの提供に信頼性があること。

⑱優れた品質管理を行い、期限までに確実に工事を完了し、設備を府に引き渡しできること。

⑲本ESCO事業の普及啓発に係る配慮があること。(\*2)

⑳提案が全体としてバランスが良く優れていること。

 \*1: １次エネルギー消費量のベースラインと削減量から算出される省エネルギー率を評価する。

\*2:本ESCO事業の普及啓発パネル等の作成・掲示、省エネに係る表彰制度への申請、ESCO提案に係る本府ホームページ掲載資料の提供等、その他具体的取り組み事例を言う。

注)ESCO契約締結のための詳細協議時には、原則として直近3ヵ年のエネルギー使用量と直近の光熱水費単価を参考にベースラインを設定する。

(2)　上記の審査結果に従い、総合得点の最も大きい提案をしたESCO事業者を最優秀提案者とし、選定ESCO事業者とする。その他、上位数社を優秀ESCO事業者として順位を付して選出する。

(3)　事前に、あるいは審査の過程において、ヒアリングを行う場合がある。

2.　失格の規定

　次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1)　提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。

(2)　提出書類に虚偽の記載があった場合。

(3)　審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

(4)　募集要項に違反すると認められる場合。

(5) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合。

(6) 提案による工事施工・運転管理が本府施設の運営・業務に支障がある場合。

(7) 緊急時対応策が明確でない場合。

(8) ESCOサービス料（設計・施工・監理サービス料及び定期点検・計測検証サービス料）の算出が

妥当でない場合。

(9) 提案者の経営状況や資金調達計画が不良(\*)の場合。

(10) 次の重要な項目に該当した場合。

・特記ESCO提案募集要項に指定された設備の改修工事提案がない場合。

・特記ESCO提案募集要項に指定されたBEIをBEI試算値が上回っている場合。

(\*) 経営状況が3期連続赤字（但し、履行保証がある場合は、履行保証をする者とされる者が共に

3期連続赤字）である場合、資金調達予定額が必要費用に達していない場合等を言う。

**表.　ESCO提案審査評価項目**

【失格条件】 ESCO提案審査要領　「２．失格の規定」の各項目に該当した場合は、失格とする。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評　価　項　目 | 採　点　基　準 | 点数 | 係数 | 評定点 | 備　　　　考 |
| ① | 環　境 | 対象建物全体の省エネルギー効果が充分にあること。 | 最高値を「5」点とし、その他の得点を（当該数値／最高値）×5で算出　当該数値がマイナスの場合、0点とする |  | 10 |  |  |
| ② | ４段階のＺＥＢのうち、より上位のＺＥＢの達成見込みがあること。※ＺＥＢ Ｏｒｉｅｎｔｅd 相当とは、延べ面積が10,000㎡未満の建物で、ＺＥＢ Oriented と同じ基準を満足するものです。 | 5：ＺＥＢ Ｒｅａｄｙ 以上（再生可能エネルギーを除いたBEI≦0.5）0：ＺＥＢ Oriented　相当（0.5＜再生可能エネルギーを除いたBEI≦0.6） |  | 4 |  | 特記ESCO提案募集要項に指定されたBEIをBEI試算値が上回っている場合は失格 |
| ③ | 二酸化炭素排出の削減効果が高いこと。 | 最高値を「5」点とし、その他の得点を（当該数値／最高値）×5で算出　当該数値がマイナスの場合、0点とする |  | 10 |  |  |
| ④ | 財　政 | ESCO契約期間中の各年の削減保証額が大きいこと。 | 最高値を「5」点とし、その他の得点を（当該数値／最高値）×5で算出 |  | 5 |  |  |
| ⑤ | 設計・工事・監理サービス料が小さいこと。 | 最低値を「5」点とし、その他の得点を（最低値／当該数値）×5で算出 |  | 20 |  |  |
| ⑥ | 定期点検・計測検証サービス料が小さいこと。 | 最低値を「5」点とし、その他の得点を（最低値／当該数値）×5で算出 |  | 5 |  |  |
| ⑦ | 　　　　　　　　　　　　　　　　その他 | 提案者の経営状況や資金調達計画が信頼できること。 | 5：信頼性が高い 4：信頼性がやや高い 3：中程度である　 2：やや信頼性が低い　 1：信頼性が低い |  | 1 |  | 提案者の経営状況や資金調達計画が不良(\*1)の場合は失格。 |
| ⑧ | 既設機器の更新に係る積極性があること。 | 5：大いにある　 4：やや大である 　3：中程度である2：やや足りない　 1：足りない　 0：提案なし |  | 5 |  |  |
| ⑨ | 技術・提案に具体性・妥当性があること（ＬＥＤ照明を除く）。 | 5：大いにある　 4：やや大である 　3：中程度である2：やや足りない　 1：足りない　 0：提案なし |  | 4 |  |  |
| ⑩ | 更新必須対象以外のLED照明への改修台数(\*2)が多いこと。 | 最高値を「5」点とし、その他の得点を（当該数値／最高値）×5で算出 |  | 2 |  |  |
| ⑪ | 更新必須対象以外のＬＥＤ照明器具への更新に係る積極性があること。 | 5：大いにある　 4：やや大である 　3：中程度である2：やや足りない　 1：足りない |  | 1 |  |  |
| ⑫ | 施設の省エネルギーに寄与する太陽光パネルの設置に係る配慮があること。 | 別表１参照 |  | 2 |  |  |
| ⑬ | ＮＯｘ，ＳＯｘ，ばいじん、騒音等（含　光害）についての環境性が配慮されていること。 | 5：大いにある　 4：やや大である 　3：中程度である2：やや少ない　 1：少ない |  | 2 |  |  |
| ⑭ | 提案に先端性のある技術や独自性、特殊なノウハウが含まれること。 | 5：大いにある 　4：やや大である 　3：中程度である2：やや少ない　 1：少ない　 0：提案なし |  | 2 |  |  |
| ⑮ | 設備維持管理、計測・検証方法及び運転管理指針の提案に具体性・妥当性があること。 | 5：大いにある　 4：やや大である 　3：中程度である2：やや足りない　 1：足りない |  | 2 |  | 契約期間中のESCO設備故障等について補償(\*3)がある場合は加点 |
| ⑯ | ＥＳＣＯ事業を通じて災害対応についての提案があること。 | 5：大いにある　 4：やや大である 　3：中程度である　　2：やや少ない　 1：少ない |  | 2 |  |  |
| ⑰ | 本府へのＥＳＣＯサービスの提供に信頼性があること。 | 5：大いにある　 4：やや大である 　3：中程度である　　2：やや少ない　 1：少ない |  | 2 |  |  |
| ⑱ | 優れた品質管理を行い、期限までに確実に工事を完了し、設備を府に引き渡しできる信頼性があること。 | 5：大いにある　 4：やや大である 　3：中程度である　　2：やや少ない　 1：少ない |  | 1 |  |  |
| ⑲ | 本ESCO事業の普及啓発に係る配慮があること。 | 5：大いにある 　4：やや大である 　3：中程度である2：やや少ない　 1：少ない　 0：提案なし |  | 1 |  |  |
| ⑳ | 提案が全体としてバランスが良く優れていること。 | 5：非常に良い 　4：良い　 3：中程度である2：やや悪い　 1：悪い |  | 4 |  |  |
| 評　定　点　合　計　(　425点満点　) |  |  |

評価点は、評価項目ごとに少数点第３位を四捨五入した点数に係数を乗じて算出する。

(\*1)　経営状況が3期連続赤字（但し、履行保証がある場合は、履行保証をする者とされる者が共に3期連続赤字）である場合を言う。

(\*2)　20形蛍光灯やダウンライト、誘導灯改修も台数として数える。

(\*3)　ESCOサービス契約期間中のESCO設備の故障や不具合等の発生に対して、当該設備に係るESCO事業者による補償の提案がある場合を言う。ただし、維持管理上の部品交換や修理等の対応は除く。

**別表１.　評価項目⑫の採点基準について**

【採点方法】 下記採点基準に該当する場合点数を加算し、合計点数に係数を乗じた点数を評定点として計上する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 採　点　基　準 | 配点 | 点数 | 備　　　　考 |
| 太陽光パネル設置に係る提案の有無 | 太陽光パネルの設置提案がある場合 | 2 |  |  |
| 太陽光パネルの設置提案がない場合 | 0 |  |
| 発電容量 | 最高値を「2」点とし、その他の得点を（当該数値／最高値）×2で算出 | 2 |  |  |
| 基礎設置工法 | 大阪府が認定した太陽光パネル基礎設置工法である又は置き基礎等で、他の自治体で設置実績がある工法である場合 | 1 |  |  |
| 上記に該当しない場合 | 0 |  |
| 合　計 点　数　(　5点満点　) | 5 |  |  |